

「デリバティブ取引における顧客 清算取引のレバレッジ比率規制 上の取扱い」に関する最終規則 文書の公表について

2019年8月
金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した最終規則文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。最終規則文書の内容については必ず原文を当たって御確認下さい。本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。



目次

1. 背景・経緯

2. 最終規則文書の概要

1. 背景・経緯：顧客清算取引

2017年 最終文書	<ul style="list-style-type: none">✓ 修正標準的手法(SA-CCR)において、当初証拠金(IM)による将来の潜在的なエクスポージャー(PFE)削減効果なし。✓ 証拠金によるエクスポージャー削減効果は、以下の例外を除いて認めない。<ul style="list-style-type: none">• 一定の要件を満たした現金変動証拠金の受渡しは決済とみなし、再構築コスト(RC)を減額。• 変動証拠金の受渡しによるマージン期間の短縮効果は、PFEの縮減を通して反映。✓ ただし、顧客清算取引に与える影響をモニター・レビューする。✓ 2年以内に、レバレッジ比率が銀行の清算サービス提供に及ぼす影響と、その結果として清算機関によるクリアリングの強靭性に与える影響のレビューを完了する。
2018年 市中協議文書	<ul style="list-style-type: none">✓ レバレッジ比率規制における顧客清算取引の証拠金の取扱いに絞って、改定することの是非、改定する場合の修正オプション、分別管理の必要性等について市中協議実施。
2019年 最終文書	<ul style="list-style-type: none">✓ IM及び変動証拠金(VM)(現金、非現金)によるPFE削減効果及びRC削減効果を認識(→自己資本比率規制におけるSA-CCRと同様の取扱い)＋分別管理(IM)

1. 背景・経緯： バーゼルⅢ最終合意

- バーゼル委は、2017年12月、レバレッジ比率規制におけるデリバティブ・エクスポージャーの計測手法として、カウンターパーティ・リスク計測手法を修正したもの（修正SA-CCR）を最終化。
 - ✓ 顧客のデリバティブ取引をCCPへ仲介する清算会員銀行は、顧客から差し入れられたIMにより、当該デリバティブ取引のPFEを削減することができない。
- また、最終化後の作業として以下を明記。
 - ✓ 顧客清算取引の取扱いへの影響を継続モニタリングする。
 - ✓ 2年以内に、レバレッジ比率が銀行の清算サービス提供に及ぼす影響と、その結果として清算機関によるクリアリングの強靭性に与える影響のレビューを完了する。

1. 背景・経緯：バーゼルⅢ最終合意後の作業

- バーゼル委は、バーゼルⅢ最終化後、前述のレビューを開始。
- 金融安定理事会等と共同で取り纏めた「店頭デリバティブ取引について中央清算を行うインセンティブ」(2018年11月19日公表)もレビューの一環と整理可能。
 - レビューは、「レバレッジ比率規制上のIMの取扱いが、顧客清算取引にディスインセンティブを与えている可能性がある」との分析結果を示している。

*“Analysis of quantitative and qualitative survey data and market outreach suggest that the treatment of initial margin in the **leverage ratio** can be a disincentive for client clearing service providers to offer or expand client clearing.”*

- このレビューは、G20の重要な政策目標(システミックリスクの縮減とより安全なデリバティブ市場を目指すための、清算集中の促進)の達成を意識したもの。



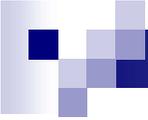
1. 背景・経緯：バーゼルⅢ最終合意後の作業

【市中協議の公表】

- バーゼル委は、レバレッジ比率規制における顧客清算取引の証拠金の取扱いに絞って、改定することの是非、改定する場合の修正オプション、分別管理の必要性等について市中協議を実施(2018年10月18日公表)。

【2019年6月バーゼル委】

- バーゼル委は、市中協議に寄せられたコメント、定量的影響度調査(QIS)の結果に鑑み、顧客清算取引の取扱いの見直しについて合意、最終規則文書を公表(2019年6月26日)。



2. 最終規則文書の概要

- 顧客清算取引におけるデリバティブ・エクスポージャーの計測手法として、以下について合意。

- ① 自己資本比率規制におけるSA-CCRと同様の計測を許容
⇒現金・非現金のIM、VMによるPFEおよびRCの削減が可能に。
- ② IMによる削減効果の要件として、各国制度に基づく分別管理を要求

- 焦点を絞った限定的な本改定は、持続不可能な水準のレバレッジに対する予防手段としてのレバレッジ比率の頑健性と、標準的なデリバティブ契約の中央清算を推進するG20首脳のコミットメントのバランスを取ることを企図したもの。

- 適用日：2022年1月1日